

令和5年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

令和5年11月27日（月曜日）

議事日程第1号

令和5年11月27日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第86号及び同第87号
- 日程第6 議案第88号から同第92号まで
- 日程第7 議案第93号及び同第95号から同第98号まで
- 日程第8 議案第94号
- 日程第9 請願第3号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第86号及び同第87号
- 日程第6 議案第88号から同第92号まで
- 日程第7 議案第93号及び同第95号から同第98号まで
- 日程第8 議案第94号
- 日程第9 請願第3号

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君

7番	田原洋子君	8番	渡辺栄一君
9番	加藤康太郎君	10番	東野恭行君
11番	保坂悟君	12番	田中立一君
13番	和泉克彦君	14番	宮島宏君
15番	中村実君	16番	近藤新二君
17番	古畑浩一君	18番	田原実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田徹君	副市長	井川賢一君
総務部長	渡辺孝志君	市民部長	小林正広君
産業部長	大嶋利幸君	総務課長	渡辺忍君
企画定住課長	中村淳一君	財政課長	山口和美君
能生事務所長	高野一夫君	青海事務所長	猪又悦朗君
市民課長	川合三喜八君	環境生活課長	木島美和子君
福祉事務所長	磯貝恭子君	健康増進課長	池田隆君
商工観光課長	大西学君	農林水産課長	星野剛正君
建設課長	長崎英昭君	都市政策課長	五十嵐博文君
会計管理者	山田康弘君	ガス水道局長	樋口昭人君
会計課長兼務		教育長	鶴本修一君
消防長	竹田健一君	教育委員会こども課長	嶋田猛君
教育次長	磯野豊君	教育委員会生涯学習課長	
教育委員会こども教育課長	古川勝哉君	中央公民館長兼務	山本喜八郎君
教育委員会文化振興課長		市民図書館長兼務	
歴史民俗資料館長兼務	嵐口守君	監査委員事務局長	山川直樹君
長者ヶ原考古館長兼務			
市民会館長兼務			

〈事務局出席職員〉

局長	松木靖君	次長	磯貝直君
係長	水島誠仁君		

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより、令和5年第4回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、4番、新保峰孝議員、13番、和泉克彦議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、11月20日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

宮島 宏 議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

去る11月20日に議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました第4回市議会定例会に提出された議案は、お手元配付の議案書のとおり、条例の一部改正が4件、令和5年度補正予算が5件、その他が4件の、合計13件のほか、諮問案件が4件であります。

このうち、諮問第1号から第4号の人権擁護委員候補者の推薦については、最終日に委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしております。

その他の議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

次に、定例会の会期につきましては、本日11月27日から12月14日までの18日間とし、日程につきましては、お手元配付の日程表のとおりであります。

また、一般質問につきましては、期日までに申入れがあった方は15人です。これを初日5人、2日目5人、3日目5人で行うこととしております。

これによりまして、一般質問の4日目、12月6日は、休会といたしております。

次に、請願の取扱いについて申し上げます。

請願第3号、国に対して「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願1件が、受理されております。

請願第3号は、総務文教常任委員会へ付託の上、審査願うことといたしました。

委員長報告につきましては、総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員会の委員長と議会運営委員会の委員長から、閉会中の所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出があることから、本日の日程事項としております。

令和6年度予算議会費の要求につきましては、予算要求段階の内容について事務局から説明があり、委員から令和5年度予算の議会費の補正と連動しているのかという確認の質問がございました。

次に、議会運営についてであります。ハラスメント防止対策については、市職員向けと市議会議員向けのハラスメントについてのアンケート案が示されました。このアンケートは、市議会議員から市職員及び市議会議員へのハラスメントについての調査で、千葉県柏市で行われた同様のアンケートを参考にし、設問を「ハラスメントを受けた人」と「ハラスメントを見た人」に明確に二分した内容になっています。

このアンケート案について、委員からは、アンケートの実施と並行してハラスメント防止条例の文案の検討を進めるべきとの意見、匿名性の確保についての確認がありました。11月30日の議会運営委員会で、その内容について再度、協議を行う予定です。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

ただいまの委員長報告に対しましてね、質疑をさせていただきます。

ちょっと議運のほうへね、私も行きましたけど、傍聴議員の発言というのは記録にも残りませんしね、回数も限られてますからちょっとこの場でお聞きしたいんですけどね。前回の議運のときに私は発言しましたがね、傍聴議員として。あれさ、採決採った後に発言許されましたけど、通常、採決する前に休憩を取ってやるべきじゃないんですか。これは明らかに議会運営委員会の手落ちだと思いますけど。全然納得できないと思いますけどね。

まず、その議会運営委員会の、議会全体を掌握して、それを調整を図るのが議会運営委員会の役目なんですけど、議会運営委員会では、採決後にですよ、傍聴議員の発言することにしたんですか。それ勝手にやっていますか。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時06分 休憩〉

〈午前10時07分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

今、古畑議員からお尋ねの件ですけれども、これまでの議会運営委員会の協議の流れを見て、ご存じのように、口述書というのが配付されてますよね。それに基づいて、私は進めたものであります。

それで、採決が終わってから、いわゆる傍聴議員の意見を求める。そのやり方が正しくないのか正しいのか、それについては、ちょっと今、手元の資料では確認できないところであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それははっきりしてくださいよ。質問回数じゃなくてですね、もう議長としたってこれははっきりさせないとまずいでしょう。事務局なり議長なりの見解の中で、全ての採決が終わった後の傍聴議員の発言なのか。採決前に傍聴議員の意見を聞いて、採決の中で考慮するとか、そういう配慮があったはずなんだけどね。これおかしいでしょ。どっちが正しいか分からないという答弁。何だこれ、ちょっとはっきりさせてください。何なら議会運営委員会を開けばいいですよ。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午前10時09分 休憩〉

〈午前10時11分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

時間を取らせていただいて、大変申し訳ございません。

議会のルールは、古畑議員がご指摘のとおりで、採決の後に傍聴議員の意見をいただくということは、手続上、間違っております。

ただ、それは採決をした後という前提があります。今回の古畑議員の案件については、採決をしていない案件です。議会運営委員会の委員からご意見をいただいたということで、採決はしてない。ですから、古畑議員がおっしゃる手続上の間違いというのは、当たらないんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それはあれですか、議長や正副委員長、事務局も交えた見解ですか。採決というのはね、基本的にはさ、ただいまより採決を行いますというのは確かにある。だけど、以上のように決したいと思います。これにご異議ございませんかというのも、実は簡易採決になるんです。委員会のね、出席メンバーとしては異議なしということで、その委員長の方針どおり、また原案どおり、議題どおり進めてもいいですよ。もしくは、ここはこうしたほうがいい。ああしたほうがいいという意見が出たときに、採用を変えて進めていきたいと思いますというのが採決になるんだって。何も議案第何号に対して賛成の諸君の起立を求めますというだけが採決じゃないと。

一つには承認でもいいけど、基本的には、必ず質疑を終結させること、傍聴議員の発言を求めること、その後、採決することというのが、1つの会議の終わり方なんです。だからさ、これはちゃんとやらないとまずいんじゃないですか。これは採決じゃないから別にいいんですと言ったって、さよう、ご異議ございませんかってやってるじゃないですか。

今回の問題だってそうだよ。これ3回まででしょ。私、3回、これで終わり。

○議長（松尾徹郎君）

はい。

○17番（古畑浩一君）

さあ、やっぱり議会運営委員会か何か開いて、ちゃんとやるべきじゃないですか。俺さ、議会運営委員会って、そこをこだわらないと駄目なんです。議会全体のルールづくり、それを見張っていくのも、また議会運営委員会なの。だから、そこななあ、まあまあでは、過ごしてはいけない。テレビ見てる市民の皆さんとか課長さんに見れば、そんなんどっちでもいいだろうと思うかもしれない。けど、ルールはルールじゃないですか。それによって採決の判断も変わってくるかもしれない。

それに、今回ちょっと3回目なんだろうがないですから終わりますけど、あのね、例えば特別職の期末手当、これ増額の今回議案が出てるけど、議会として今受けるべきじゃないと、これはつきりすべきじゃないですかって、傍聴人の立場で言いましたよ。そんときの委員のほうから、見落としておりましたと。いや、確かに言われるとおりです。ちょっと考えなくちゃいけないねって動きになったんじゃないですか。それは採決の後ですよ。それだって、先に言っておけばですよ、皆さんだって少し考える余裕があったと思う。その後の来年度の議会費の報酬のところ、幾ら要求

するかというときに、先ほどの、何だ古畑の意見ですけど、やはりそれは来年度、獲得予算の中で、やっぱり辞退すべきじゃないかというふうな意見もやっぱり出てきます。

でさ、議会運営委員会の委員長というのはさ、口述書ばかり読んで駄目だと言ってる。それ自分の判断の中において、どっちがいいかを聞かなくちゃいけない。あんたさ、傍聴議員を単なる傍聴だと思ってるから、そういう判断になるんでしょう。議会を代表する、その中においてさ、やっぱり幅広く議員の意見を聞いて、議会運営そのものが、議会が円滑にいくようにするのが議会運営委員会の委員長の役目でしょう。

それから、何かこれで最後ですから、もう全部言っちゃいますけどね。例えばパワハラじゃないわ、ハラスメントの防止条例にしてもそうなんです。昨年かその前にコンプライアンス、官製談合があったときにやっぱりアンケート取ってますよね。保坂委員長に確認したところ、それは実態調査に過ぎないと。だから、具体的な例みたいなものね、上がってきたとしても対処できない。じゃあ今回のアンケートもそうなんですかって。全職員に対してさ、意識調査なのか、ハラスメントの実際の例が出てきたときにどうするんですか。そこまでちゃんと考えてやってるんですか。あくまでも実態把握なんで、出てきたとしても、うちは数字だけしか求めませんと。具体例だって、あれしかも記述欄がないですね。

いいですか、1つのパワハラが起こったのも、5人の人が目撃したとしたら、同じ案件に対して6人があったと答えるんですよ。だから、その数が重複してあるんだって。その内容がどうなるのかというのは、ちゃんと検討しましたか。

それからね、議長、ちょっと口はばつたいけど、議長たしか、私は議長からパワハラを受けましたという、やられてますよね、今。その件はどうなったんですか、どっかに消えたの。委員長としては何の発言もない。前から指摘しているように、議会内で議長がパワハラも、もしだよ、行った場合、誰が裁くんだというんですよ。議長というのは、全てが同等の議員の中において、1人だけ代表権を持つのが議長。議長は、事あるごとに、その代わりにするのが副議長。そして、議長と連絡を密にしてね、議会全体もスムーズに、議会運営委員会そのもののやっぱりルールづくりや、その雰囲気づくりをやってるのが議会運営委員会でしょう。

もうこれが最後の質問なんでさ、ちょっと焦点がぼけましたけど、一つには発言の在り方ですね、傍聴議員の。これは、これから議会が始まって、各委員会にそれぞれ案件が付託されるんで、議長、今すぐ結論出さないとまずいですよ。今の結論は、絶対に駄目。でだ、休憩中に議会運営委員会を開きなさいって。で、開催をして、ある一定方向、だから今までの駄目だったんなら、今まで駄目ですみませんでいいですよ。で、これからは、傍聴議員の発言後に採決なり全部していくことというふうに変えればいいんですよ。だから、私、足引っ張るために出てきてるわけじゃないんで、そこはちゃんとルールをはっきりして進めていってもらいたいし、やらなくちゃまずいですよ。これは、議会運営委員会の委員長がやっぱり発言してるけど、議長としてもこれはっきりしないとまずいですね。それから、議会事務局長は変な拡大解釈しないこと。やっぱりその原稿を作っていくのは議会の議会事務局の役割なんで、これやっぱり指摘した点ははっきり答えないと。そこでそこそとやってさ、これ確かに古畑の言うことも一理あるけど、今回、別に採決じゃねえからそういうことにしようとかって、それで通らないだろう。通らないと思います。それもはっきりやってほしい。

それから、パワハラ条例をつくる場合、そのアンケートを取った、取り方とその取った後どうするのかって。やっぱりそこが、だからおかしい。パワハラ防止、ハラスメント防止条例をつくるのは、反対しないですよ。だけど、議会の倫理規程というのが、私も議会運営委員会の委員長だったときにつくってる。議長もご存じだと思うんですよ。どっちだったかな、松尾さんが議会運営委員会の委員長だったのかな。そんなときやっぱりつくりましたよね。だけど、倫理規程そのものが全く機能してない状態になってしまいうでしょ。だから、議員の倫理規程とは何ぞやをしっかりと勉強して、その発展形でやっぱりハラスメント防止条約とかいう条例のほうへ持っていくべきだと思うんですね。だから別のものを2つつくっちゃいけないということです。それを議会運営委員会の中でしっかりやるのが、で、事があった場合に誰が裁くのか、どういうふうに裁くのか、第三者委員会をつくるんなら、第三者委員会のメンバーたるは誰がやらなくちゃいけないのか、外部調査なのか、内部でやるのか、そこまでしっかりと検討してやっていきたいと思います。

それから、傍聴議員の発言は、採決の前か後か、これはもうすぐにはっきりしてください。

終わりたくないけど、時間3回に絞られてるんでね、これで終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

議事整理上、私のほうから、まず答弁させていただきますが、先ほどの質疑で古畑議員の言われるとおり、今までは、もちろんそのやり方です。また今後も、それが基本だと思います。

ただ、その補正についてはですね、議案が全員にまだ配付されていないという中での補正予算、しかも、いわゆる特別職の報酬ということで人事院勧告に乗って、今回提出されたものであるということで、これは今後、付託、総務文教常任委員会に付託されるわけですので、そこで大いに議論を重ねていただいて、もちろん古畑議員もその所属委員でありますし、修正案ということも十分考えられることでありますので、議運の席上で、いわゆるこの議案について差し戻し云々とかですね、それはなかなかちょっと、まず全員に議案が配られてない段階でそれをやっぱり慎重にしていかなきゃならないという配慮の中で議会運営委員会はされたんだというふうに私は解釈しております。ということで、それについては、ご理解いただきたいと思います。

それから、まず先に言いましたけども、今後の進め方については、古畑議員おっしゃるとおり傍聴議員の発言の後、採決というのが、今までどおりそのように進めたいというふうには、私は考えております。

○17番（古畑浩一君）

終わります。

ちょっとさ、老婆心でありますけど、やっぱり議長が答えるというよりも、議会の運営の委員長が答えないと、議長は質問に答えると後が厄介ですよ。

終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

古畑議員からご質問がありました、アンケートの内容についてお答えいたします。

現在アンケートの内容については、議会運営委員会で内容を吟味してる最中なんですね。冒頭申し上げましたように、30日に再び議会運営委員会が開かれて、そのアンケートのよりよい在り方、それを検討することになっております。

古畑議員からご指摘のあった重大な案件が、アンケートによって見つかった場合はどうなるのか。これは後期の議会運営委員会の中でも当初から出ている問題です。もしそういった事例が発覚したとしても、今、政治倫理のハラスメントの防止条例というのがありませんので、現在ある政治倫理規程で扱うしかないわけです。そういった、古畑議員から機能してないじゃないかというような指摘ありましたけども、それは古畑議員が議会運営委員会の委員長だったときから不備を指摘されて、政治倫理の防止条例が必要だねというのは、私が副委員長のときにもいろいろアドバイスいただいたとこだと記憶しております。

それから設問が、例えば見たという人が、例えば複数いた場合、それはどのようにカウントするのか。そういった取扱いについても、今後、議会運営委員会ですっかりと考えていきたいと思ってる次第です。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

これは議事進行です。発言の回数がね、ちゃんと限られてるんで、3回は守りたいと思います。

これは、でも議事進行で、今の委員長発言の中で、ハラスメント防止条例がないと、それに全く対処できないというのは間違ってますか。おかしいですよ。あのね、議会には倫理規程があるし、ハラスメントという言葉は最近出てきたんで、その当時は入っていないかと思いますが、全体的にはやっちゃいけない行為のこと。暴言だとかそういうこと、暴力なんか、もう当たり前ですけど、そういうのは駄目って、ちゃんと倫理規程。その場合は、倫理委員会をつくって、ちゃんと判断をします。その座長が議長なんでね、だから議長が、ハラスメントの対象者だった場合にどうするんですかと聞いてるんです。

それから、市役所の内部には、これまでもそういうハラスメント防止のためのいろんなものをつくっていただいております。だから現状でさ、ハラスメントがないから、条例がないから裁けないってことはないんですよ。それを条文的に、文面的にはっきりさせようと。ハラスメントというのが今新しい言葉になって出てきたから、それを整理してちゃんとしようというのが、議会がやろうとしてるハラスメント防止条例なんでしょう。だから現状ではさ、パワハラもセクハラもやり放題じゃないんですって、そこをやっぱり議会運営委員会の委員長たるもの、しっかり心得てくださいよ。

これは議事進行ですよ。これ、どうするんですか。

○議長（松尾徹郎君）

今、古畑議員のご指摘については、30日に、また議会運営委員会が開かれます。これについて、答弁につきましては、その後の委員長報告の中でお答えしたいと思います。

○17番（古畑浩一君）

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．行政報告について

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和5年第4回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、条例改正や補正予算など13件の議案について、ご審議をお願いしたいものでありますが、この機会に3点につきまして、ご報告申し上げます。

初めに、来海沢地すべり災害避難指示の解除について、ご報告申し上げます。

このたび、県が行う地滑り対策工事が進み、一定の安定性が確保されたことから、昨日11月26日に住民説明会を開催し、同日正午に2世帯6人に対する避難指示を解除するとともに、来海沢地すべり災害対策本部を解散いたしました。

今後も国や県をはじめ、多くの皆様方からご協力をいただき、地滑り対策工事や農業施設などの復旧工事を継続し、安全・安心を最優先に一日も早い全面復旧に向けて、取り組んでまいります。

2点目に、糸魚川総合病院の分娩の再開と病床数の変更について、ご報告申し上げます。

糸魚川総合病院では、令和5年4月から分娩を休止いたしておりましたが、11月1日に医師が

着任され、11月下旬から分娩を再開いたします。市内で出産ができなくなり、市民の皆様の不安もあったことと存じますが、分娩の再開は、県や糸魚川総合病院と連携をして取り組んできた成果と捉えております。

また、令和6年4月より、病床数を現在の261床から199床に変更すると報告がございました。これは、市内で唯一の総合病院として急性期から回復期までの機能を担うほか、地域包括ケアシステムを支える医療機関として機能を見直すためとのことであり、具体的には、5病棟体制から慢性期の病棟を1つ廃止し、理由は、病床数の最適化を図るためといたしております。正式には、12月開催予定の上越地域医療構想調整会議を経ての変更となりますが、市といたしましては、引き続き糸魚川総合病院と連携をし、安全・安心な医療体制の維持に努めてまいります。

3点目に、2025大阪・関西万博への参画について、ご報告申し上げます。

万博会場で開催される自治体参加催事に県が申請いたしており、当市も参画する予定としております。

内容といたしましては、「食」をテーマとした催事やヒスイの展示などを計画しており、詳細につきましては、県及び万博協会と調整を進めているところであります。

市といたしましても、国内外から訪れる多くの皆様に当市の魅力を発信し、北陸新幹線の敦賀延伸を生かした関西方面へのPRと併せ、交流人口の拡大に努めてまいります。

以上、3点について、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様から、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

これで行政報告は、終わりました。

日程第4．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、去る10月26日と11月9日に所管事項調査を行い、また、11月7日に市外調査を行っておりますので、主な内容についてご報告いたします。

まず、10月26日の（仮称）駅北子育て支援複合施設については、施設の機能、規模、運営、旧東北電力ビルの解体工事、事業者の募集などについて調査を行っております。

委員より、広く、経費も大きな施設に対し、その効果を問う質疑に対し、担当課より、子育てを中心とした施設として想定しているが、子育て世代とそれ以外の世代の交流が自然に生まれるような空間構成の提案も想定していると答弁がありました。

委員より、図書コーナーの運営や経費などを問う質疑に対し、担当課より、図書コーナーは、誰もが気軽に心地よく読書や学習ができる場所を目指したい。現在、市内に図書館が3館あるが、ここはサテライト的な位置づけとしたい。経費については、コスト面を考慮し、場合によっては、自動貸出機の導入も検討していきたいと答弁がありました。

委員より、集合住宅を併設した子育て支援センターを提案していたが、行政は検討もせずに計画を進めていくのかとの質疑に対し、担当課より、集合住宅の併設は、都市計画の考え方には合致しているが、現段階では、既に遅い提案であるという見解を、これまでも示してきたつもりであるとの答弁がありました。

委員より、施設ではなく、ゼロ、1、2歳児の保育料の無償化や保育士の賃金アップに財源を使ったらどうか。人口減少が続く中で施設は必要なのかとの質疑に対し、担当課より、この施設で、子育てに関わる課題が解決するとは思っていない。課題には一つずつ対応していきたいとの答弁があり、また、米田市長より、子供が減るから子供の施設は不要とは思わない。教育や福祉の分野においては、必要な施設を整備することが行政の使命だと考えていると答弁がありました。

委員より、伴走型支援により、子育て支援の在り方が変わる中で、この施設をどう生かしていくかという部分が見えてこないとの意見に対して、担当課より、妊娠届のときから出産後もつながりを持っているが、保護者と子供が来たときに心配事の相談を受けられるような、日常的な関わりが持てる場所も重要と考えていると答弁がありました。

委員より、単に子育て支援センターの機能を移転させるのではなく、相乗効果を得られるように、こども課の窓口や家庭相談室の設置などの考えはないのかとの質疑に対し、担当課より、子育て支援センターと屋内遊戯場を併設することで利用の間口は広がると考えている。こども課の移転については、市民課との行き来が必要な手続もあり、現段階では難しいが、予約制の母子手帳の発行なども検討しており、窓口機能も充実していきたいと考えているとの答弁がありました。

このほか委員から、DBOには賛同できないという意見もありましたが、担当課から、民間のノウハウや知識を踏まえたよい提案があれば、それが利用者にとってよりよいことと考え、DBO方式を提案しているとの答弁がありました。

また、委員より、キターレやジオパルなどの連携など、市街地の回遊性を高めるような施設の魅力を、子育て支援をベースににぎわいを創り出すというところをしっかりとやってほしいとの意見がありました。

次に、11月9日の委員会についてであります。

まず、駅北子育て支援複合施設については、公募型プロポーザル方式による事業者公募を実施することになった場合の進め方、事業方針、応募に関する事項などについて調査を行いました。

委員より、子育て世代の経済的負担の大変さを考えれば、子供を産んだら糸魚川市全体で面倒を見ますと、そう言えるくらいにしないといけない。優先順位を考えれば、この施設よりも子供が増える政策、人口増加の政策にシフトするべきではないのかとの質疑に対し、米田市長より、いい提案だと思うが、いろいろな意見をいただく中で、どれを進めていくか判断している。委員会として意

見をいただきたいと思っていると答弁がありました。

委員より、1,500平米の変形した土地の中に2,000平米の2階建ての建物を造るには、隣接地もヤードとして借りないと、建設は困難ではないかとの質疑に対し、担当より、与えられた条件の中で現在の計画をイメージとして示したもので、これをベースにプロポーザルを行い、設計者を決め、設計していく形になる。当然、その段階でも議会や市民の皆さんから意見をいただき、よい案は、施設の中に盛り込んでいきたいと考えている。ヤードについては、隣接者との対話を行いながら、設計の中で施工方法も検討していきたいと答弁がありました。

委員より、DBO方式の場合、予定では令和6年9月に契約締結とあるが、これはどのような契約なのか。また、直営の場合はどういう契約なのかという質疑に対し、担当より、設計施工の部分の契約と考えている。募集した段階で、企業が出てきたときに基本の金額が出てくる。これも評価項目になるが、業者を選定したときに、この金額で契約する形になる。議決が必要な金額の契約になると思うので、議会に諮り、議決をいただく形になる。また、直営の場合は、普通の発注となり、予算を認めていただき、仮契約を結び、議決を得た後に執行という形になると答弁がありました。

委員より、DBO方式で施設の運営が始まった後、運営者の困り事に対応する専門的な窓口が必要ではないかとの質疑に対し、担当より、基本的には教育委員会事務局のこども課が責任を持って窓口になり、運営にも関わる形になると思っていると答弁がありました。

委員より、DBO方式について、基本計画案が決まらない状態で募集し、事業者が決まった後で事業者から変更を求められ、これに応じて変更するようであれば、基本計画の意味がなくなる。議会の了承が得られたのか分からない状況で、次のステップに進めるのかという質疑に対し、井川副市長より、現時点では、議会から施設の方向性に合意を得られたと確証を持ってない部分がある。もし、DBO方式で理解を得られないということであれば、個々の意見ではなく委員会の総意として決めていただけないかと思っている。DBO方式で進めることがかなわない場合は、以前に示した別の方式の案も持っていると思っていると答弁がありました。

次に、9月市議会定例会の中学校空調設備事業補正予算に関する定例会後の対応についてであります。委員より、教育委員会の職員が、技師に確認する際には、その根拠をしっかりと聞く。これを繰り返すことで未然に防げると思う。簡単ではないと思うが、庁内の連携を図るべきではないかとの質疑に対し、井川副市長より、担当課の職員で技術的に対応できない部分は、都市政策課や建設課と連携することになるが、そのコミュニケーションは、現状では担当職員に任している傾向が強いと思っている。これを上司も確認するようにしたい。技術職は、なかなか応募がない状況で、採用、人材育成に努めていきたいと思っていると答弁がありました。

委員より、不正がなく、少しでも安く公共事業が行われればよいが、予算不足が判明し、後で補正予算で追加となるのはいかななものか。入札も、業者にも優しいやり方で、スムーズに行われる方法はないのかとの質疑に対し、米田市長より、市としては公平性を欠かないようにすることが一番大事であると思っている。今後、このようなミスがないようにするとともに、早く受注してもらえるような対応を取っていきたいと思っていると答弁がありました。

次に、市外調査について。

当委員会では、11月7日、長野県塩尻市の北部交流センター「えんてらす」の複合施設の整備・運営について、視察をしております。11月9日の委員会で集約を行い、また、質疑の中で言

及された部分について、ご報告いたします。

当施設は、塩尻市北部地域の交流拠点として、市役所支所のほか、子育て支援センター、図書館、公民館などの機能を担う複合施設であります。

まず、施設の整備については、建設までの経過として、まちづくり会議、ワーキンググループの調査、区長会での検討を経て何を造るかが決定され、この後、設計事業者をプロポーザルで決定し、受注者がワークショップを開き、利用者の声を聞き取る作業を1年間かけて丁寧に進められた。塩尻市でさきに整備された類似施設の利用実績なども踏まえて計画されたこともあって、しつらえや面積に根拠を感じたこと。また、地元の木材をふんだんに利用し、木育にも寄与するような工夫が感じられたとの意見がありました。

施設の運営面については、複合施設として、4つの機能を上手にミックスし、しかし、安易にイベントスペースなどを設けるのではなく、日常的に人が集まる場所になるような、利用者にとっての居心地のよさ、これを「えんてらす」では日常性というふうに捉え、また、清潔さ、清掃に力を入れていくという視点も大切だとしていた。

子育て支援センターについては、近隣の市からも利用者がある魅力のある施設で、市内の子育て支援センターの休館日をずらすことで、市民は、通年で支援センターを利用できるような工夫もあった。にぎわいをつくるための組織の運営という部分でも、子供を中心にして、地域住民や市民団体が関わって、コミュニティができていく部分も見受けられた。機能ごとに運営方針をつくり、複合施設としてプラスアルファしていく部分なども、糸魚川の複合施設に生かしてほしい。また、コミュニティづくりなどの参考になる部分は、既存施設の運営にも生かせるのではないかなどの意見・提言がありました。

このほかにも質疑・意見がありました。報告は割愛いたします。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○ 1 1 番（保坂 悟君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、閉会中に所管事項調査及び市外調査を行っておりますので、その内容について、ご報告いたします。

まず、10月27日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、下水道使用料賦課漏れ調査の結果についてであります。

担当より、調査対象については、令和5年8月分のガス水道料金及び下水道使用料の全体調定件数2万591件のうち、水道料金が賦課されている施設で、かつ下水道使用料が賦課されていないもの3,037件を調査した。

調査結果については、新たに賦課漏れが4件確認され、いずれも事務処理ミスによるものであり、賦課漏れの原因については、下水道工事の申込み1件で2世帯住宅を接続していたが、1世帯分の下水道使用料の入力が漏れていた。個人で設置した合併処理浄化槽について寄附を受け、市で維持管理することになったが、浄化槽使用料の入力が漏れていた等でありました。4件の賦課漏れ金額の総額は117万5,935円、時効となる金額は48万5,878円、時効前の金額は69万57円となる。

なお、時効前の金額の納付状況については、まだ対象者と交渉中のものもあるため、4件全ての納付方法等の協議が整った段階で、改めて報告をしたい。

再発防止策については、今回の賦課漏れが、下水道使用料の対象となる水道メーターの確認不足と料金システムへの入力を複数の職員で確認していなかったことが主な原因と考えており、これらを踏まえ、対策の1つ目として、下水道工事完了時、水道開閉栓受付時等の料金システムへの入力作業において、月2回、事務職係と技術職係の2係で確認作業を徹底する。2つ目として、3年に一度、今回と同様に下水道使用料が賦課されていない施設の調査を行い、長期にわたる賦課漏れを防止すると説明がありました。

説明の最後に、前回の使用料の賦課漏れと併せ、関係するお客様にご迷惑をおかけしたこと、また、市民の信頼を損ねてしまったことを深く反省し、今後このようなことがないように再発防止に努めてまいりますと反省の言葉がありました。

委員より、この調査は誰が調査をして、また、コストはどれぐらいかかったのかとの質疑に、担当より、調査については、8月16日から10月13日までの約2か月間行い、関わった職員は約20名である。3,037件をマッピングシステムと照合をかけた中で、全く情報が入っていないもの及び現地調査が必要と判断したもの202件について、2人体制の4班で現地確認を行い、最終的に4件の賦課漏れを確認したと答弁がありました。

委員より、賦課漏れの金額にかなり開きがあり、実際にこの賦課漏れの時効前の金額を一括で納めることもできる方もいると思うが、多額なので支払いの方法について、具体的に示して説明はしているかとの質疑に、担当より、今回の賦課漏れ金額については、総額、時効になったもの、時効をまだ迎えてないものの3つの金額をお伝えしている。自治法に基づく5年の時効を迎えていないものは請求をさせていただきをお願いをしている。ただ、一括納付では負担が大きいため、分割納付をお願いし、金額と回数は、お客様のご意向を確認しながら進めていると答弁がありました。

委員より、再発防止策として3年に一度ということだが、その理由について教えてほしいとの質

疑に、担当より、本来であれば、毎年きちんとやらなければならないと思っているが、毎月の異動処理もあるため、1年ごとにとというのは実際の体制として難しい。しかし、5年という時効もあるため、もう時効で頂けない金額を発生させないためにも、5年以内の段階で絶対やらなくては行けないものと思っている。よって、3年ごとに下水道の接続状況をチェックしていきたいと答弁がありました。

委員より、4件とも行政側のミスという認識をしている。相手方に対して本当に丁寧な説明とともに、使用料を回収する義務もあるので丁寧な対応をぜひしていただきたいと思うとの要望に、井川副市長より、今回、事務処理ミスということで賦課漏れが生じたことについて改めておわび申し上げたい。下水道を使用しているため、受益者として公平に負担していただくことは当然だというふうに思っている。このことについては、私のほうからもガス水道局のほうにしっかり指導して、今後このようなことがないようにしたいと思っている。また、こういったミスはガス水道局に限らず、全庁に共通したものだというふうに思っており、委員からも指摘があったとおり、こういったものが発覚して、その事後処理に要する時間というのは本当に大変なものがあり、コストにも関わってくる。事後対応に力を割くのではなく、そういったものをなくして市民サービスの向上に回すのは当然であり、事前にチェックをしっかりとすることによって、職員の業務が逼迫することがない、そういった形に持っていききたいというふうに思っている。改めて全職員に指導したいと答弁がありました。

以上が、下水道使用料賦課漏れ調査の結果についての所管事項調査の報告となります。

次に、去る10月11日、12日、13日に市外調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査内容は、新潟県胎内市の米粉のまち・胎内について、山形県鶴岡市の公共交通について、新潟県村上市の歴史資源を活用したまちづくりについてであります。その集約について、委員より出された主な意見を紹介いたします。

まず、新潟県胎内市の米粉のまち・胎内についてであります。

胎内市は、1998年に日本で最初の米粉専用の製粉工場ができた米粉発祥の地であり、米粉の商品開発や販路拡大により事業が拡大しているところであります。

委員より、胎内市の新潟製粉株式会社については、合併前の黒川村のときに、胎内市が50%、JA胎内が15%、また、ほかの民間企業で35%を出資して第3セクターで始めたもの。工場の設備についても製粉される工程が2工程あり、この粒度、粒の大きさですけれども、粒度が50から60ミクロンということからも、この会社のレベルが高いと感心した。20名程度の従業員がおり、近くに工場を新たに建設する予定があるなど、伸び代がある。糸魚川市においてもJAひすいが今度JA上越と合併するので、糸魚川でも第3セクターで製粉工場の小さいものがあったらいいのかなと感じた。二十七、八年前に視察したときと比べ、工場を第2工場まで造り、年間出荷量が7,000トン、関係する業者が全国に10社ほどある。驚いたことは、経営状況が黒字に転換していたということである。今の世界の食料情勢を見ながら米粉による食料自給率の向上につなげる可能性があること。アレルギー対策や健康食品としての商品化が期待できること。糸魚川市のコシヒカリについても新潟製粉株式会社との連携を検討してみるべきといった意見が出されました。

次に、山形県鶴岡市の公共交通についてであります。

鶴岡市は、高齢者をはじめとした自動車等の移動手段を持たない住民にとって、公共交通は日常

生活を送る上で重要な役割を担っていることから、実情に合わせた交通体系を構築するために鶴岡市地域公共交通計画に基づき、様々な取組を展開しているところです。

委員より、鶴岡市では市内循環バスについて、当初1日12便だったものを再編して48便に増便した。運賃についても乗車区間に応じて200円から400円という金額の中で変動する運賃であったが、分かりやすい一律300円に変更していた。再編により、停留所を増やしたりするなど、様々な工夫をしていた。また、バスの利用方法について、市民へポスティングを行ったり、乗り方教室を行っていた。運賃の支払いも、デジタル通貨のSuicaや山形県内で使用できるデジタル通貨「チェリカ」を活用することにより、観光客も気軽に利用できる工夫もされていた。これにより、観光客の利用についても徐々に認知され始めてきており、時間の経過とともに順調にいくのではないかなと感じた。

一方、鶴岡市の課題としては、バスを増便したことで、コロナ禍では運転手を確保できたが、今後は運転手の確保が難しいこと、バスの小型化により、一度にたくさんのお客を乗せることができなくなったため、満員となった場合に次の便を待ってもらうことがあるとのことであった。糸魚川市でもバスの土日運行について課題がある。観光客の対応について研究が必要である。デマンド交通は、空バスをなくすことができるが、運転手の確保が課題となる。障害者等の利用の対応についても、車両の改良や運転手の教育等を現行のバスやタクシー会社に負担させることになる。そこで、会社の公営化や別会社を設ける形でサービスの在り方を検討することや、路線については先進的にバスの無人化（自動運転化）も検討する必要がある。今後も地域公共交通の先進地の視察を検討する必要があるのではないかといった意見が出されました。

次に、新潟県村上市の歴史資源を活用したまちづくりについてであります。

村上市は、現存する歴史的建造物の保存と活用、道路の美装化などを行いながら、旧城下町としてふさわしい町並み環境を整備し、地域の活性化を図る取組をしているところです。

委員より、村上市は、城下町として商売をやる上で、どういうまちづくりにしたら自分の商売につながるのかという原点を持っている。空き店舗があるから誰か借りてくださいではなく、町並みに合ったリフォームを家主が行うことによって、借主もこの建物の外観だったら話題になるから借りてもいいと思わせる発想があり、通常であれば空いているお店は借主がお金かけてリフォームするところを、空き店舗を持っている家主さんが、家賃収入を得るために先行投資でその町並みに合った外観とか色合いを復活させて貸すことでリフォーム代の元を取っていくという考えが、なかなかない発想だなと感じた。また、新しく造った建物も、あえてレトロ風にするなど、言われなくても景観を意識しており、町並みを再建するために強制的ではなく、協力できるところはするという方針であった。町なかの古い写真を利用しながら、それを再現する方式も非常に印象的であった。糸魚川も旧城下町で歴史のある町であり、村上市に見習うところがあると感じた。村上市では、古い家をうまく使って観光客を呼んでいた。糸魚川市においても、いかに町なかを観光客に回ってもらうか、回遊性をうまくつくり上げていくことが重要である。糸魚川市も市民の力を借りて、町並みをつくり上げる必要があるのではないかとこのように思っている。まちづくりや活気のつくり方みたいなものを今後も考えていく必要があると、今回行ってきて勉強になったといった意見が出されました。

以上で、建設産業常任委員会の閉会中の所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

〈午前11時01分 休憩〉

〈午前11時10分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、去る10月17日、18日、19日に市外調査を行っておりますので、ご報告させていただきます。

調査内容は、京都府亀岡市のかめおかプラスチックごみゼロ宣言プロジェクトについて、京都府綾部市のコミュニティナースの取組について、福井県鯖江市の異動受付支援システムについてであります。

まず、亀岡市のかめおかプラスチックごみゼロ宣言プロジェクトについて。

亀岡市は、京都市の中心部まで約15キロメートル、人口約8万7,000人で、京都市と宇治市に次ぐ京都府第3位の都市です。

亀岡盆地のほぼ中央を京都で桂川となる保津川が流れ、サッカーJ1の京都サンガホームスタジアムも亀岡駅に隣接しており、京都と大阪の衛星都市として発展してきた亀岡市は、2012年、内陸部の自治体として初めて第10回海ごみサミットを開催。国内外から約500名が参加し、亀岡保津川宣言と、川のごみや海のごみをともに考える京都流域宣言を発表しました。2018年に、

世界に誇れる環境先進都市を実現するため、かめおかプラスチックごみゼロ宣言をし、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを目指しております。2019年には、世界に誇れる環境先進都市・かめおか協議会を設立。会長には、保津川遊船企業組合の代表が就くなど、多様な意見を発言しやすい体制を構築して、2020年、亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例を制定、翌21年施行しました。事業者のプラ製レジ袋提供禁止に当たっては、市民説明会の開催、一方でエコバッグの普及を図り、パラグライダーの盛んな地であることから、その布地が丈夫で軽くカラフルなことに目をつけ、「環境×芸術」KAMEOKAFLYBAG Projectとして、パラグライダーの布地で市民参加のエコバッグ作成、ワークショップを開催、2020年にHOZUBAG、ブランドを立ち上げ、販売開始。同21年には、古民家を改修した生産拠点を整備、全国からパラグライダーの布地を集め、エコバッグを作成し、新たな雇用を生んでおります。さらに、次世代の育成を図るため、小・中・高での環境教育をはじめリバーフレンドリーレストランプロジェクト、亀岡のおいしい水プロジェクト、リユース食器利用促進事業など、各種様々な事業を各企業と連携協定・パートナーシップ協定を結び、展開しております。

委員からは、そもそものごみをいかに減らすという、その始まりは、保津川下りの船頭さんがお客さんからごみの苦情が出るようになって、その2人の船頭さんが中心になって始めたことが海ごみサミットまで開催になった。亀岡市からごみにGPSをつけて川で流したら、大阪湾まで80キロメートルを1日でごみが流れ着いたということで、亀岡市ポイ捨て等禁止条例を施行し、散歩しながらごみ拾いをするエコウオーカー事業や草と木という区分をして、それを資源ごみにするごみの区分づくりと、ミニボトルとかリユース食器とマイボトルの普及を進めるなど、各種事業に結びついている。施策を取り入れた背景に、市長の強い思いというものもあった。市政を考える中でも、そのトップダウンというものと市民からのボトムアップというところの融合点というところを、市政の中にどう持っていくかという姿勢を学ばせていただいた。糸魚川市でも、亀岡市の取組をしっかり学んで、今後のごみ減量に努めていただきたい等の意見が出されました。

次に、綾部市のコミュニティナースの取組についてであります。

綾部市は、京都府の中央北寄りに位置し、舞鶴若狭自動車道と京都縦貫自動車道、JR山陰本線と舞鶴線が交差する人口約3万2,000人の都市で、北陸・京阪神との交流・物流の拠点となっていて、グンゼ創業の地としても知られております。

コミュニティナース事業——以下コミナスと呼びます——は、看護師としての知識と経験を生かし、住民の健康づくりや地域のコミュニティづくりを支援する医療人材のことで、平成29年度に地域おこし協力隊の制度を活用し、3名が着任、現在1名の正職員と2名の地域おこし協力隊の3名でコミナスの活動をしています。地域住民にとって身近な地域に医療人材がいるということが、安心して地域で暮らせることにつながっています。市内12地区のうち3地区を選定し、コミナスの部屋、コミナス新聞など、地域住民の健康に関するプログラムを集落単位で開催したり、集落相談の日の設定や民生委員と共に家庭訪問などの活動を行い、市の保健師さんとも情報を共有しています。

委員からは、地域に出向いて皆さんと会話をする中で、体調の変化や病気を見つけて病院につながっていくという、やはり看護師の経験があるからこそできる取組だなというふう感じた。過疎化・高齢化が進んでいる地域を選んで、健康づくりとコミュニティづくりを一体化して取り組んで

いることが、移住者の多い地域という結果にもつながっている。糸魚川市でも、ぜひその辺を伸ばしていただけたらというふうに思う。高所得の看護師の方が応募してくることに驚くとともに、看護師だけではなく、他の専門性を持った方とペアで活動をすれば、相乗効果もあるのではないか。また、糸魚川市でもリタイヤされた看護師さんという人材を通して地域のコミュニティづくりにつながられないかなどの意見も出されました。

次に、鯖江市の異動受付支援システムについてであります。

鯖江市は、福井市と越前市の間に位置し、人口約6万8,000人、面積が84.95平方キロメートルというコンパクトな都市で、眼鏡、繊維、漆器など、ものづくり産業が盛んで、特に全国シェア9割以上の眼鏡は、「眼鏡の鯖江」として全国的にも有名です。来年3月の北陸新幹線延伸開業に向け、観光にも力を入れています。

市民窓口課のデジタル化に取り組む鯖江市は、平成29年からコンビニ交付を始め、各種サービス導入を進め、令和5年3月に、書かない窓口システムを導入し、転入・転居等の住民票異動に記入が必要な住民異動届を市民が書く手間を極力省くことで負担を軽減し、受付時間の短縮をすることで市民サービスの向上を目指しております。鯖江市の年間住民異動届は約7,000件、システム構築費用はパソコン・スキャナなどの10帳票分、約1,320万円、維持費は月約17万円、事業者は富士フイルムシステムサービス株式会社で、プロポーザル方式により導入しております。システムを導入するメリットとして、転出証明書などの読み取りにより、申請書への自動転載が可能となり、何度も書かせることはなくなった。また、市内ネットワークにより、手続の際に関係する他課の窓口でもシステムを活用することができる。デメリットとしては、基幹系ネットワークと分離しているため、住民記録システムには再度手入力が必要であるとのことでした。鯖江市の窓口は、民間委託されていて、導入したシステムが国が勧める4つのシステムとは違うということもあり、今後も国の動きを見ながら業務改善について見直しを図っていくとのことでした。

委員からは、住民手続をOCR処理や証明書データを読み取ることにより、担当者の負担軽減、市民サービスの向上を目指しているということで、平均で47分かかっていた作業が35分ほどでできるようになった。これをもう少し伸ばして、今後は書かない窓口から市役所に来なくてもいい、市役所に来ない取組を目指したいというような話があり、糸魚川市でもやってもらいたいなというふうに思う。職員の業務の削減と市民の窓口での手続効率をよくしていくということだが、糸魚川市が窓口業務に対してどういうふうにしていきたいかということを確認にし、糸魚川市の取組方法であったり、糸魚川市の方向性というものもしっかり見据えてやっていかなければいけないという意見が出されました。

以上で、市民厚生常任委員会の市外調査に関する委員長報告とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

今ほどは、報告ありがとうございました。コミュニティナース、大変興味深く報告を伺いました。幾つか伺いたいんですけども、要点を申し上げますと、まず、その制度設計は、どこが行って、それから、その事業を進めるための財源は、どのようなところにあったのか。

それから糸魚川で言えば、医療のことは健康増進課だし、後は地域おこし協力隊のほうは企画定住課にはなるんですけども、視察をされたところは、そこら辺をどういうふうに取り組みられたのかというような興味がございます、その辺、もしお分かりであれば教えていただきたい。それから報酬的なものというのは、どうなってるのか。モチベーションだけでやれるものではないだろうというふうに思うものですから、もしお分かりであって、報告できる内容であればお願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

ありがとうございます。お答えさせていただきます。

制度設計につきましては、特に詳しい制度設計という説明はありませんでしたけれども、市長とか、あるいは行政のほうの運営の中で、こういう地域何でしたっけ、地域づくり協力隊、協力隊の制度を活用しようということで始まったと。したがって、財源のことについても地域おこし協力隊の財源をといいましょうか報酬でやっているということで、特にそれ以上の説明はなかったように記憶しております。

糸魚川市においては、担当する課が、地域おこし協力隊は企画定住課、それから健康に関することは健康増進課、地域医療のことについても健康増進課、おっしゃるとおりなんですけれども。私たちが、行くまでもその辺のところ気になっていたところもあったんですけども、どちらかというコミュニティナースということで、ナースの知識を利用しての地域づくりのほうにどちらかというウエートを置いて、それを担当する課がありまして、そちらのほうで話をして入ったと。何課ということまでは、ちょっと今資料がないので分かりませんが、そういうふうにされていたというふうに思います。

あと、もう最後の1点は、何でしたっけ。報酬の点につきましても、やはり3年間の任期の地域おこし協力隊の中で残っていただいた方があれなんですけれども、それに対する特別に報酬ということの説明もなかったように思います、私の記憶では。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

大変参考になる事例をご報告いただきました。ありがとうございました。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、宮島 宏議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

去る11月13日から14日に議会運営委員会の市外調査が行われましたので、その内容と結果について、ご報告いたします。

13日は、三重県四日市市議会を訪問いたしました。四日市市は、人口約30万人で県庁所在地の津市を上回り、三重県最多の人口となっております。面積は約206平方キロメートル、人口密度は、1平方キロメートル当たり1,460人です。市議会議員は、34人が定数となっております。

糸魚川市議会では、議会改革を主テーマとして調査し、ハラスメント防止対策、開かれた議会、議員情報公開等について説明を受けました。市議会ハラスメントの防止に関する条例は、市議会の議会政策研究会の議会改革事例研究分科会の提言を受けて、議長諮問機関である議会改革検討会が調査・研究し、議長に答申し、各党派代表者会議での確認を経て、代表者発議によって議員提案されて、令和4年3月に制定されたものであります。

委員からは、超党派から成る議員政策研究会について高い評価がされ、条例化するまでの全議員による議論が重要とする指摘、ハラスメントには、非常に多様なものがあるということを知ったという感想がございました。

また、議会では、一般質問に対して反問権というものがございますけれども、その行使を宣言せずに行使できること、また行政職員が、議員に対して代案の提示を求めることができることが特徴でした。

市民参加の推進については、これまで市議会モニター制度、シティ・ミーティング、議会報告会、出前型意見交換会などが多数行われており、中には高校生や大学生との意見交換会も行われておりました。

市議会ホームページに公開している議員情報については、顔写真、氏名、当選回数が必要の掲載項目となっており、住所、電話番号、メールアドレス、個人のホームページ等へのリンクは、任意となっておりました。

続いて、14日に訪問した愛知県岩倉市議会について、報告いたします。

岩倉市は、名古屋市の北にあるベッドタウンです。人口は約4.8万人、面積は約10.5平方キロメートル、人口密度は約1平方キロメートル当たり4,800人と非常に多くなっております。また、全人口のうち約5%がブラジル人が占めております。市議会議員の定数は、15人となっております。

岩倉市議会では、開かれた議会について調査し、市議会サポーター制度、ふれあいトーク、これは議会報告会及び意見交換会のことなんですけれども、それについての説明を受けました。非常に市民と議員との距離を詰めようとしてる努力と成果が伺えました。

なお、岩倉市議会傍聴規則では、傍聴人が傍聴席において写真撮影、動画撮影、録音を行うことができるようになっていました。

以上で、議会運営委員会の市外調査についての委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第5．議案第86号及び同第87号

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第86号及び同第87号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第86号は、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、新潟県人事委員会の給与勧告に準拠いたしたいたため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第87号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町

村総合事務組合の規約の変更についてでありまして、寺泊老人ホーム組合が、令和6年3月末で解散し、新潟県市町村総合事務組合を脱退するための議会の議決をお願いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第6．議案第88号から同第92号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第88号から同第92号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第88号は、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、下湯川内センターを地元自治会に譲与することに伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第89号は、糸魚川市特定賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、奴奈川住宅の用途廃止に伴い、当該住宅に係る規定を削るものであります。

議案第90号は、財産の譲与についてでありまして、議案第88号でご説明いたしたとおり、下湯川内センターの建物等を地元自治会の湯川内自治会に譲与するため、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

なお、譲与の予定日は、令和6年1月1日であります。

議案第91号は、市の区域内に新たに生じた土地の確認についてでありまして、令和5年第1回市議会定例会において議決いただきました、筒石漁港施設用地の造成に伴う新たな土地の確認に係る議案につきまして、原因者である漁港管理者の新潟県が事務手続を進める中で面積に誤りがあったことが判明し、再度の手続を求められたことから、改めて議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第92号は、市道の廃止についてでありまして、県営坂井地区圃場整備に伴い、市道坂井川原線を廃止いたしたいため、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第7．議案第93号及び同第95号から同第98号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第93号及び同第95号から同第98号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第93号は、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産時における国民健康保険税の軽減措置が講じられることとなったため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第95号は、令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ438万1,000円を追加いたしたいものであります。

議案第96号は、令和5年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ161万1,000円を追加いたしたいものであります。

議案第97号は、令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ46万円を追加いたしたいものであります。

議案第98号は、令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,317万6,000円を追加いたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 8. 議案第 9 4 号

○議長（松尾徹郎君）

日程第 8、議案第 9 4 号、令和 5 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 9 4 号は、令和 5 年度一般会計補正予算（第 5 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 1 3 億 6 9 6 万 4, 0 0 0 円を追加いたしたいものであります。

歳出の主なものは、2 款総務費では、一般管理費、職員人件費と基金積立積立金の追加、3 款民生費では、子育て世帯緊急生活支援事業（物価高騰対策）の追加、6 款農林水産業費では、稲作振興事業（物価高騰対策）の追加、8 款土木費では、道路除排雪事業の追加、1 1 款災害復旧費では、団体営現年農地農業用施設災害復旧事業などの追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、繰越明許費の補正、債務負担行為の設定、地方債の補正は、第 2 表から第 4 表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○1 7 番（古畑浩一君）

それじゃちょっと質問をさせていただきたいと思います。

ちょっと気になったんですけどね、7 款 1 項 3 目、3 0 ページ、3 1 ページ、このシャルマンスキー場の管理運営事業に 3 0 0 万乗っかってるんですけどね、これは一体何のお金ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

シャルマン火打スキー場の補正につきましては、10月27日の建設産業常任委員会でご説明をさせていただいた部分があるんですが、圧雪車の修繕がありまして、こちらの修繕について予備費を充用させていただきたいという説明をさせていただきました。その中で、予備費の執行を最小限に抑えるため、議決予算の中で運営しておりますので、このシーズン中に突発的に起こる可能性がある備品、施設等の修繕のために300万円の補正を提案しているものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

そこがちょっと分らんけど。このシャルマン火打スキー場というのは、市直営ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

シャルマン火打スキー場につきましては、火打山麓振興株式会社に指定管理をお任せしているものでございますので直営ではございませんが、指定管理者のほうから協議があったもののうち、10万円を超えるものにつきましては、市で修繕するということになっておりますので、そちらの費用となっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

そこの、火打山麓スキー場の社長は、どなたですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

高野能生事務所長。〔能生事務所長 高野一夫君登壇〕

○能生事務所長（高野一夫君）

お答えいたします。

織田義夫さんです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

3回です。

○17番（古畑浩一君）

15分だろう、これ一般議案のあれじゃないの。

○議長（松尾徹郎君）

即決じゃないので3回です。

○17番（古畑浩一君）

さっき15分と言ってたじゃない。俺もどっちなかと思ったんだけど、15分って出たからさ、15分間やっていいんだと思ったんだけど。

じゃあこれでやめますけど、これ元副市長がやってね、当初予算に対する予備費が大き過ぎる。それなのにかかわらず300万円も、さらにさ、使途不明の予備費として先に渡してくれという予算でしょう。そんなの駄目ですよ。保坂委員長率いる建設産業常任委員会ですっかりと厳しく審査してくれると思いますけど、私はこれはおかしいと思いますよ。

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によってご承知願います。

日程第9．請願第3号

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、請願第3号を議題といたします。

本定例会において受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第3号は、総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

〈午前11時43分 散会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員